個人情報ファイルの名称	住民基本台帳事務ファイル	
行政機関等の名称	昭島市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民部市民課市民係	
個人情報ファイルの利用目的	市長がその住民について、住民基本台帳法に基づく氏名他必要項目を正確に記録し、適正に管理することによって、行政運営の基礎資料とするため。	
記録項目	１住所 、２氏名、 ３生年月日、 ４性別、 ５世帯主氏名、６続柄、７本籍、８筆頭者、９住民となった年月日、10住所を定めた日、11住定届出年月日、12前住所、13旧氏、14住民票コード、15個人番号、16住民コード、17世帯コード、18国民健康保険の被保険者、19後期高齢者医療の被保険者、20介護保険の被保険者、21国民年金の被保険者、22児童手当の受給者、23、併記名、24通称名、25氏名のカタカナ表記、26法第30 条 45規定区分、27在留カード等種類、28国籍・地域、29在留資格、30在留期間・満了日、31許可の種類・年月日、32外国人住民日、33在留カード等の番号、34在留カード等交付年月日、送付先在留期間等の満了の日	
記録範囲	住民登録をしている者及び消除者	
記録情報の収集方法	住民異動届、戸籍届出、住民基本台帳法に基づく 他市区町村からの通知	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	法務省、東京都、他区市町村、地方公共団体情報システム機構、電算処理委託事業者	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）市民部市民課市民係 （所在地）〒196-8511　昭島市田中町一丁目17番１号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	ー	
個人情報ファイルの種別	■法第60条第2項第１号 （電算処理ファイル） 政令第21条第7項に 該当するファイル □有　■無	□法第60条第2項第２号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	実施しない	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	ー	
行政機関等匿名加工情報の概要	ー	

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	ー
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	ー
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	ー
備 考	

個人情報ファイルの名称	印鑑登録関連事務ファイル	
行政機関等の名称	昭島市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民部市民課市民係	
個人情報ファイルの利用目的	印鑑登録に基づき個人が申請する印鑑に関する事項を登録・管理し、印鑑登録した登録事項の証明を行うため。	
記録項目	１登録番号、２登録年月日、３氏名、４出生年月日、５住所、 ６印影、７外国人住民のうち非漢字圏の外国人の住民票の備考 欄に記載されている氏名のカタカナ表記、８その他	
記録範囲	昭島市に印鑑登録を有する者または有していた者	
記録情報の収集方法	申請による	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	―	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）市民部市民課市民係 （所在地）〒196-8511　昭島市田中町一丁目17番１号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	―	
個人情報ファイルの種別	■法第60条第2項第１号 （電算処理ファイル） 政令第21条第7項に 該当するファイル ■有　□無	□法第60条第2項第２号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	実施しない	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	ー	
行政機関等匿名加工情報の概要	ー	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	ー	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	ー	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	ー	
備 考		

個人情報ファイルの名称	住民基本台帳閲覧ファイル	
行政機関等の名称	昭島市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民部市民課市民係	
個人情報ファイルの利用目的	閲覧請求者の閲覧、住民基本台帳の一部の写しの閲覧台帳作成のため	
記録項目	１氏名、２住所、３性別、４生年月日	
記録範囲	１当市に住民記録を行う個人、 ２住民基本台帳法第３０条の４５に規定する外国人住民	
記録情報の収集方法	自課保有情報	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	閲覧請求を行う個人や法人及びその代行者	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）市民部市民課市民係 （所在地）〒196-8511　昭島市田中町一丁目17番１号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	ー	
個人情報ファイルの種別	■法第60条第2項第１号 （電算処理ファイル） 政令第21条第7項に 該当するファイル □有　■無	□法第60条第2項第２号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	実施しない	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	ー	
行政機関等匿名加工情報の概要	ー	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	ー	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	ー	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	ー	
備 考		

個人情報ファイルの名称	自動車臨時運行許可管理ファイル	
行政機関等の名称	昭島市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民部市民課市民係	
個人情報ファイルの利用目的	自動車臨時運行許可について申請者の情報を記録し、番号標を適切に管理するため。	
記録項目	１氏名、２住所、３電話番号、４貸出日、５返却期限、６返却日、７貸出日数、８遅延日数、９督促記録、１０業種、１１車台番号、１２車種、１３交付番号、１４番号標の番号、１５交付枚数	
記録範囲	自動車臨時運行許可の申請をした者	
記録情報の収集方法	自動車臨時運行許可申請書及び住民基本台帳	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	なし	
記録情報の経常的提供先	なし	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）市民部市民課市民係 （所在地）〒196-8511　昭島市田中町一丁目17番１号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	ー	
個人情報ファイルの種別	■法第60条第2項第１号 （電算処理ファイル） 政令第21条第7項に 該当するファイル □有　■無	□法第60条第2項第２号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	実施しない	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	ー	
行政機関等匿名加工情報の概要	ー	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	ー	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	ー	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	ー	
備 考		

個人情報ファイルの名称	住民基本台帳カード返納関連事務ファイル	
行政機関等の名称	昭島市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民部市民課市民係	
個人情報ファイルの利用目的	住民基本台帳カードの返納・廃棄等に係る記録のため	
記録項目	①住民基本台帳カードの返納を申請した者 1氏名、2住所、3生年月日、4性別、5電話番号、6フリガナ、7返納理由 ②代理人 1氏名、2住所、3電話番号、4フリガナ、5代理権を証明する書類	
記録範囲	住民基本台帳カードの返納を申請した者	
記録情報の収集方法	本人及び代理人からの収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	地方公共団体情報システム機構	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）昭島市市民部市民課 （所在地）〒196-8511　東京都昭島市田中町一丁目17番１号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	ー	
個人情報ファイルの種別	■法第60条第2項第１号 （電算処理ファイル） 政令第21条第7項に 該当するファイル □有　■無	□第60条第2項第２号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	実施しない	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	ー	
行政機関等匿名加工情報の概要	ー	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	ー	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	ー	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	なし	
備 考		

個人情報ファイルの名称	電子証明書関連事務ファイル
行政機関等の名称	昭島市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民部市民課市民係
個人情報ファイルの利用目的	①地方公共団体情報システム機構が発行した署名用電子証明書及び利用者証明用電子証明書を、個人番号カードに記録し、提供を行うため。 ②住民が自己の認証業務情報の開示請求及び自己の認証業務情報の訂正等の求めがある場合、市が受付を行うため。 ③住民が電子証明書の暗証番号変更又は暗証番号初期化を希望する場合、市が申請を受付、暗証番号変更等の手続を行うため。
記録項目	①電子証明書の発行または更新を申請する個人 1氏名、２性別、３生年月日、４住所、５電話番号、6本人確認書類の写し、7申請日、8署名、9電子証明書を発行または更新する旨、10委任状、11電子証明書暗証番号、12電子証明書の失効を求める旨または利用者符号の漏えい等があった旨、13電子証明書の発行の番号、14一時停止解除する理由、15電子証明書を解除する旨、16訂正等請求理由、17認証業務情報、18訂正等を請求する旨開示を受けた年月日、19認証業務情報、20訂正等請求内容、21電子証明書の暗証番号変更又は暗証番号初期化の旨、22電子証明書の暗証番号変更又は暗証番号初期化に係る申請内容 ②代理人 1氏名、２住所、3電話番号、4①との関係、5代理権を証明する書類
記録範囲	①電子証明書の発行または更新を申請する個人 ②代理人
記録情報の収集方法	本人からの聴取及び自課保有情報
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	地方公共団体情報システム機構
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）昭島市市民部市民課 （所在地）〒196-8511　東京都昭島市田中町一丁目17番１号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし

個人情報ファイルの種別	■法第60条第2項第１号 （電算処理ファイル） 政令第21条第7項に 該当するファイル □有　■無	□第60条第2項第２号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	実施しない	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	ー	
行政機関等匿名加工情報の概要	ー	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	ー	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	ー	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	なし	
備 考		

個人情報ファイルの名称	個人番号カード関連事務ファイル	
行政機関等の名称	昭島市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民部市民課マイナンバー担当	
個人情報ファイルの利用目的	個人番号カードの交付を希望する住民に対し、申請・受付、個人番号カード作成・交付、紛失・返納対応を行うため。	
記録項目	①個人番号カードの交付を申請した者 1氏名、2住所、3生年月日、4性別、5電話番号、6フリガナ、7ＤＶ等の有無、8電子証明書の希望、9個人番号、10申請日、11署名、12外国人住民の区分、13在留期間等満了日の有無、14申請書ＩＤ、15個人番号カード送付先、16本人の希望する暗証番号(申請時来庁方式)、17本人確認書類、18住民基本台帳カード、19通知カード、20一時停止及び廃止・返納する理由、21一時停止解除する理由 ②代理人 1氏名、2住所、3電話番号、4代理の種類、5代理権を証明する書類	
記録範囲	個人番号カードの交付を申請した者	
記録情報の収集方法	本人及び自課保有情報	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	地方公共団体情報システム機構、電算委託事業者	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）市民部市民課市民係 （所在地）〒196-8511　昭島市田中町一丁目17番１号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	■法第60条第2項第１号 （電算処理ファイル） 政令第21条第7項に該当するファイル ■有　□無	□第60条第2項第２号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	実施しない	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	ー	
行政機関等匿名加工情報の概要	ー	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	ー	

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	ー
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	なし
備 考	

個人情報ファイルの名称	戸籍事務ファイル	
行政機関等の名称	昭島市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民部市民課戸籍係	
個人情報ファイルの利用目的	日本国民の身分関係の登録及び公証 並びに戸籍構成員の住所記録の公証	
記録項目	①戸籍 １氏名、２続柄、３本籍、４生年月日、５戸籍に入った原因及び年月日、６実父母・養親の氏名及びそれらの続柄、７夫婦については夫または妻である旨、８他の戸籍から入った者についてはその戸籍の表示、９戸籍法施行規則第30条第１号から６号に掲げる事項、10戸籍法施行規則第36条に掲げる事項 ②附票 １氏名、２性別、３生年月日、４住所、５住所を定めた日、６本籍、７編成日、８在外選挙人登録地及び登録・抹消日、９住民票コード	
記録範囲	昭島市に本籍を定める者及び定めていたが除籍になった者	
記録情報の収集方法	戸籍法第15条に定める手続きによる	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	他自治体、法務省、裁判所、税務署、保健所	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）市民部市民課戸籍係 （所在地）〒196-8511　昭島市田中町一丁目17番１号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	（「1記載項目」について）戸籍法第24条、第113条、第114条及び第116条に定める手続きによる	
個人情報ファイルの種別	■法第60条第2項第１号 （電算処理ファイル）	□法第60条第2項第２号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に 該当するファイル □有　■無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	実施しない	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	ー	
行政機関等匿名加工情報の概要	ー	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	ー	

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	ー
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	ー
備 考	

個人情報ファイルの名称	町名公募集計ファイル（昭島駅北側地区）	
行政機関等の名称	昭島市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民部市民課住居表示担当	
個人情報ファイルの利用目的	昭島市住居表示審議会における町名審議の参考とするため	
記録項目	1氏名、２住所、３年齢、４連絡先、５学校名または勤務先名、６希望する町名の理由	
記録範囲	町名を応募した者	
記録情報の収集方法	はがき、封書、ファックス、電子メール、昭島市公式ホームページ上のLoGoフォーム、	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	無	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）市民部市民課住居表示担当 （所在地）〒196-8511　昭島市田中町一丁目17番１号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	ー	
個人情報ファイルの種別	☑法第60条第2項第１号 （電算処理ファイル）	□法第60条第2項第２号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に 該当するファイル □有　☑無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	実施しない	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	ー	
行政機関等匿名加工情報の概要	ー	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	ー	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	ー	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	ー	
備 考		

個人情報ファイルの名称	住居表示整備事業業務委託貸与資料ファイル	
行政機関等の名称	昭島市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民部市民課住居表示担当	
個人情報ファイルの利用目的	住居表示実施事業業務委託において、現地調査や対象区域地番調査などを行う上での基礎資料として提供する目的で作成したもの。	
記録項目	①：住民基本台帳リスト（住基データ） →対象区域内の住民の１氏名、２住所、３続柄、４世帯主の氏名 ②：土地家屋課税台帳リスト（土地家屋課税台帳データ） →対象区域内に存在する土地家屋課税台帳における所有者の１氏名、２住所 ③：土地建物登記情報データ（法務局データ） 対象区域内に存在する不動産登記情報における所有者の１氏名、２住所	
記録範囲	住居表示実施区域内の住民 住居表示実施区域内の不動産所有者	
記録情報の収集方法	①：住民基本台帳リスト（住基データ） →住基システムより対象区域内のデータを抽出 ②：土地家屋課税台帳リスト（土地家屋課税台帳データ） →課税課土地家屋資産税係へ照会 ③：土地建物登記情報データ（法務局データ） →東京法務局立川出張所へ照会	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	無	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）市民部市民課住居表示担当 （所在地）〒196-8511　昭島市田中町一丁目17番１号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
個人情報ファイルの種別	☑法第60条第2項第１号 （電算処理ファイル） 政令第21条第7項に 該当するファイル □有　☑無	□法第60条第2項第２号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	実施しない	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	ー	

行政機関等匿名加工情報の概要	ー
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	ー
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	ー
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	ー
備考	

個人情報ファイルの名称	中神駅北側地区土地家屋課税台帳データファイル	
行政機関等の名称	昭島市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民部市民課住居表示担当	
個人情報ファイルの利用目的	中神駅北側地区における住居表示を実施する上での各種基礎資料作成のため	
記録項目	対象区域内に存在する土地家屋課税台帳における所有者の１ 氏名、２住所	
記録範囲	住居表示実施予定区域内の不動産所有者	
記録情報の収集方法	課税課土地資産税係及び家屋資産税係に照会	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	無	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）市民部市民課住居表示担当 （所在地）〒196-8511　昭島市田中町一丁目17番１号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
個人情報ファイルの種別	☑法第60条第2項第１号 （電算処理ファイル） 政令第21条第7項に 該当するファイル □有　☑無	□法第60条第2項第２号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	実施しない	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	ー	
行政機関等匿名加工情報の概要	ー	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	ー	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	ー	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	ー	
備考		

個人情報ファイルの名称	町名公募集計ファイル（中神駅北側地区）	
行政機関等の名称	昭島市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民部市民課住居表示担当	
個人情報ファイルの利用目的	中神駅北側地区住居表示実施に向けた市民懇談会における町名審議の参考とするため	
記録項目	1氏名、２住所、３年齢、４連絡先、５学校名または勤務先名、６希望する町名の理由	
記録範囲	町名を応募した者	
記録情報の収集方法	はがき、封書、ファックス、電子メール、昭島市公式ホームページ上のLoGoフォーム、	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	無	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）市民部市民課住居表示担当 （所在地）〒196-8511　昭島市田中町一丁目17番１号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	ー	
個人情報ファイルの種別	☑法第60条第2項第１号 （電算処理ファイル） 政令第21条第7項に 該当するファイル □有　☑無	□法第60条第2項第２号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	実施しない	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	ー	
行政機関等匿名加工情報の概要	ー	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	ー	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	ー	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	ー	
備 考		